

収入申告書は必ずご提出ください

(定住促進住宅にお住まいの方は提出不要です)

市営住宅の入居者には、公営住宅法などの規定により収入申告が義務付けられています。収入がある方の収入を証明する書類を添付して、期限までに提出してください。

●提出期限… **令和7年6月30日(月)**

●提出方法…①～③のいずれかの方法にてご提出ください。

- ①同封の返信用封筒に入れて切手をはって名古屋市住宅供給公社あて郵送
- ②同封の返信用封筒に入れて最寄りの方面事務所または管理事務所へ提出
(事務所郵便受けへの投函でも可)
- ③スマートフォンやパソコン等からの電子申請
(名古屋市電子申請サービスを利用)

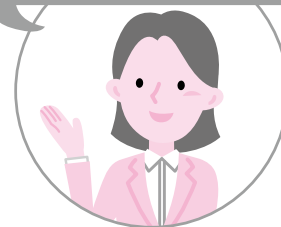
電子申請はこちら



●家賃減額または駐車場使用料減額を受けている方へ

「収入申告書(兼 減免申請書)」の提出が翌年度の減額申請を兼ねています。提出しないと、翌年度の減額が受けられなくなりますのでご注意ください。

収入申告書の提出がない場合は
民間賃貸住宅並みの家賃になりますのでご注意ください



●収入申告書を紛失した方へ

お近くの管理事務所、方面事務所にて再発行しますのでお申し出ください。

●収入申告義務の免除について

名義人が「認知症である者、知的障害者、精神障害者」に該当する場合は、事前に届出をすることで収入申告義務が免除されます。届出には、これらの要件に該当することを証明する書類(診断書、障害者手帳のコピー等)が必要です。

詳細は名古屋市住宅供給公社収納課(052-523-3882)へお問い合わせください。

お問合せ先

名古屋市住宅供給公社…収納課…TEL.052-523-3882 FAX.052-523-3869
 東部事務所…TEL.052-774-3871 FAX.052-774-3872
 西部事務所…TEL.052-303-2251 FAX.052-303-2253
 南部事務所…TEL.052-823-1315 FAX.052-823-1317
 北部事務所…TEL.052-529-1261 FAX.052-523-7151
 名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課…TEL.052-972-2956 FAX.052-972-4173

手続きはお済みですか？

下記の場合には、申請・届出をしていただく必要があります。

これらの住宅使用上の手続きは、区役所への各種届出とは別に必要ですので、ご注意ください。

●承認申請が必要なもの

同居
親族が新たに同居する場合
名義変更(入居承継)
名義人が死亡または離婚などにより住宅を使用しなくなり、同居している家族が引き続きその住宅を使用する場合

●届出が必要なもの

子どもの出生
新たに子どもが生まれた場合
世帯員の転出
名義人を除く世帯員のなかで、結婚や就職、死亡などによる住民票の異動があった場合

- 申請・届出の用紙は、お近くの管理事務所、方面事務所にあります。
- 手続きには、申請・届出の用紙のほか、内容に応じて住民票などの各種証明書類が必要となりますので、事前にご相談ください。
- 内容や要件によって受付できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(家賃の滞納がある場合、同居および承継後の認定月額が基準を超える場合、世帯員および同居させようとする者が暴力団員である場合 など)
- 手続きがお済みでないと、家賃の減額が受けられない場合があります。

意見申出について

※主に、世帯員の合計所得に変動があった場合等の手続きです
(定住促進住宅にお住まいの方は対象外です)

失職、扶養親族の異動などにより、収入認定の内容に変更が生じた場合、意見申出の手続きをすることにより家賃が変わる場合があります。月末までに受け付けたものを審査し、承認されたものについては、翌月から変更します。

意見申出できる(可能性のある)主な具体例

- 失職した、退職した、廃業した。(転職の場合は除きます。)
- 令和5年に比べ、令和6年の所得が減少した。
- 傷病または育児により休職している。(概ね6ヶ月以上継続して就業不能であること。)
- 身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳、愛護手帳の交付を受けた。
- 所得のある同居人(配偶者を除きます。)が転出した。
- 所得税法上の扶養親族が増えた。 など。

※意見申出は、収入申告とは別に手続きが必要です。手続きにはそれぞれ要件に該当することを証明する書類が必要になります。

※上記の例は、主なものです。この他にも意見申出できる(可能性のある)場合があります。また、上記の例に該当していても、申請いただいた内容によっては、意見申出できない場合があります。

意見申出の可・不可や、意見申出の際に必要な添付書類等、詳しい内容については、お近くの管理事務所または方面事務所でお尋ねください。

収入超過者・高額所得者の皆さまへ

市営住宅は、住宅にお困りの比較的収入の少ない方を対象とした公共賃貸住宅です。入居を待ち望んでおられる多くの方のために、できるだけ早く自発的に退去していただきますよう、収入超過者・高額所得者の皆さまのご理解ご協力をお願いします。

収入超過者及び高額所得者の認定基準については、以下のとおりです。

		基準額
収入超過者	公営住宅	所得月額 158,000 円超 (裁量階層世帯は 214,000 円超)
	改良住宅	所得月額 114,000 円超 (裁量階層世帯は 139,000 円超)
高額所得者		高額認定月額 313,000 円超

※裁量階層世帯とは、高齢者のみで構成された世帯、心身障害者を含む世帯(手帳ごとに等級の基準があります)、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方がいる世帯などです。

収入超過者の皆さまへ

収入超過者に認定された方は、住宅の自発的な退去に努めてください。転居先で公共的な住宅をお探しの方は、「住まいの窓口」(TEL: 052-228-1808)にご相談ください。

高額所得者の皆さまへ

高額所得者に認定された方は、明渡請求を受けます。高額所得者の方には、公社からお知らせの文書をお送りして、転居計画の把握に努めるとともに移転のご相談など承っております。転居計画等について、下記の相談窓口へご連絡をお願いいたします。

●明渡請求制度のお問合せ先● **TEL.052-523-3882**
名古屋市住宅供給公社 相談窓口

- 営業時間／午前8時45分～午後5時15分 (毎週木曜日は午後7時まで受付)
- 休業日／土曜日・日曜日・祝日・年末年始
- 高額所得者認定通知書を受け取られた方へ <https://www.jkk-nagoya.or.jp/siei/kougaku/>

●ホームページ●
高額所得者認定通知書を受け取られた方へ



なお、転居先として公共的な住宅をお探しの方は、下記住宅についてご検討されてはいかがでしょうか。各種減額制度もあります(条件あり)。

《定住促進住宅》

令和7年6月1日現在

住宅名	所在地	間取り	専有面積	家賃
シティファミリー名塚	西区名塚町2丁目37番地	3LDK	74.51㎡	78,900円～82,200円
シティファミリー丸の内	中区丸の内三丁目10番27号	3LDK	75.00㎡～80.81㎡	100,900円～111,700円
シティファミリー上流	中川区上流町1丁目35番地の1	3LDK	74.44㎡	71,000円
エコビレッジ志段味	守山区桜坂一丁目101番地	2LDK・3LDK	66.51㎡～78.89㎡	64,000円～74,000円
シティファミリー小坂	緑区小坂一丁目901番地	2LDK・3LDK	74.50㎡	75,000円

※上記以外の住宅もございます。

定住促進住宅は
こちら



《公社賃貸住宅》

令和7年6月1日現在

住宅名	所在地	間取り	専有面積	家賃
シティ・ファミリー八事	昭和区滝川町47番地の40	2LDK～4LDK	57.98㎡～93.75㎡	74,000円～167,100円
コーポニュー本地	守山区本地が丘1314番地	3LDK・4LDK	70.79㎡～80.20㎡	64,100円～73,400円
天白賃貸住宅	天白区横町701番地	2LDK・3K	48.16㎡	41,700円～45,700円

※上記以外の住宅もございます。

公社ホームページでもご覧いただけます。ホームページアドレス <http://www.jkk-nagoya.or.jp>

公社賃貸住宅は
こちら



名古屋市住宅供給公社 検索

高齢者等対応設備を通年で設置します

名古屋市では、高齢者の方などに住宅をより快適にご利用いただくため、無料で手すり等の設置を行っております。

●設置設備について

- (1) 和式便器の洋式化
和式便器の上に簡易キットを設置し、洋式便器と同様にご使用いただけます。(手すりも設置します。)
- (2) 浴室、トイレの手すりの設置
浴室、トイレに手すりを1か所設置するものです。
- (3) 玄関前階段の手すりの設置
タウンハウス1階住戸の玄関前階段に手すりを設置するものです。
- (4) ドアノブ(玄関)のレバーハンドル化
玄関のドアノブをレバーハンドルに変更するものです。

※住宅によっては、設置対象外のものもあります。

※既に設置済みの方は、お申し込みできません。

●対象者について(以下のいずれかに該当する方)

- (1) 満60歳以上の方
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、1級から4級までに該当する障害を有する方
- (3) 戦傷病者手帳(恩給法の特別項症から第6項症または第1款症)所持者の方
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた方
- (5) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条の規定によるハンセン病療養所入所者等の方
- (6) 難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第1項の規定による支給認定を受けている方

※お申し込みの際は、対象者であることがわかる書類の添付が必要です。

設置を希望される方は、お近くの管理事務所または方面事務所にお申し込みください。なお、設置工事費は無料です。

なごや市営住宅防災ガイドをご活用ください

いつ起こるか分からない災害に対する日ごろの備えや、災害発生時取るべき行動、在宅避難する場合の注意点などをまとめたリーフレットを作成しました。

大規模な災害が発生した場合には、家族や地域の方々の間での助け合いも必要となります。日ごろから家族や自治会などでいざという時に備えるために話し合っておくことが重要であり、その際にはリーフレットをご活用ください。

自治会に加入しましょう

年齢も考え方も違う入居者の皆さんが、同じ団地内で暮らしていくためには、他人への思いやりとお互いの協力が不可欠であり、入居者間のとりきめも必要になります。

災害時などいざという時にお互いが助け合い、皆さんが安心・安全で快適に暮らすために必要となる一番身近な組織が“自治会”であり、加入していただくことが重要です。

家財の保険（火災保険）に加入しましょう

あなたの部屋からはもちろん、近隣の部屋からも、もし、火災が起きてしまったら、大切な家財が燃えてしまったり、消火活動で水浸しになって使用できなくなってしまうことも考えられます。

もしもの時に備えて、家財の保険（火災保険）に加入しましょう。

*保険の加入は任意です。

*特定の保険の斡旋は致しません。各保険会社の商品を幅広くご検討ください。

住宅の模様替承認申請は忘れずに申請しましょう

・現在お住まいのお部屋を改修する場合は、模様替承認申請が必要です。

(例：手すりの設置、風呂設備の変更、エアコンを設置する際のコンセントの増設、器具等の設置に伴う壁への固定等)

・申請はお近くの管理事務所または方面事務所で受け付けておりますのでお気軽にご相談ください。

市営住宅エレベーター内に防犯カメラを設置できます

防犯性向上を目的として市営住宅のエレベーター内に防犯カメラを設置することができます。

自治会からの申請に基づき市及び公社にて設置を行います。

防犯カメラの設置を希望する場合は、自治会にご相談のうえ自治会から保全課電気設備係またはお近くの方面事務所までお問い合わせください。

※お申し込み多数となった場合は、お待ちいただく場合がございます。

名古屋市住宅供給公社 保全課電気設備係・電話：052-523-3895

東部事務所・電話：052-774-3871 西部事務所・電話：052-303-2251

南部事務所・電話：052-823-1315 北部事務所・電話：052-529-1261

住宅に関するお問合せ先

■北部事務所

北区、西区、中区の住宅および、
山田東荘、千種荘に居住している方。

TEL.052-529-1261

FAX.052-523-7151

■西部事務所

中村区、中川区、港区(荒子川以西、
ただし、当知西荘、惟信南荘を除く)
の住宅に居住している方。

TEL.052-303-2251

FAX.052-303-2253

■東部事務所

千種区(千種荘を除く)、東区
(山田東荘を除く)、昭和区、守山区、
名東区の住宅に居住している方。

TEL.052-774-3871

FAX.052-774-3872

■南部事務所

瑞穂区、熱田区、港区(荒子川以東、および
当知西荘、惟信南荘)、南区、緑区、天白区の
住宅に居住している方。

TEL.052-823-1315

FAX.052-823-1317

- 休所日／土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)
- 受付時間／午前8時45分～正午／午後1時～午後5時15分
- ※毎週木曜日は午後7時まで受付を行います。
管理事務所の木曜日における受付時間は
午前10時～午後0時30分／午後1時30分～午後7時となります。

「時間外緊急連絡センター」

ここにさっそく至急

TEL.052-523-4900の

受付時間

月曜日～水曜日・金曜日

午後5時15分～
翌日午前8時45分

木曜日

午後7時～
翌日午前8時45分

休所日

午前8時45分～
翌日午前8時45分

※このセンターでは、

特に緊急を要する修繕のみ受付します。

このため、修繕の内容によっては、翌日
以降に修繕を実施する場合があります。